

地方公営企業会計制度等研究会（第2回）

1 開催日時等

- 開催日時： 平成21年7月16日（木）10:30～12:30
- 場 所： 総務省地下2階 会議室1
- 出席者： 鈴木座長、泉澤委員、小西委員、田辺委員、林委員、
布施委員、保科委員、森委員、森田委員、山下委員、
細田大臣官房審議官、佐々木公営企業課長、
井上公営企業経営企画室長、平川地域企業経営企画室長 他

2 議題

- (1) 会計制度見直しに係る論点整理
- (2) 借入資本金制度について
- (3) みなし償却制度について

3 配布資料

- (資料1) 会計制度見直しに係る論点整理（案）
- (資料2) 公営企業会計検討にあたっての基本的視点
- (資料3) 地方公営企業の資本構成
- (資料4) 建設補助金等により償却資産を取得した場合の会計処理
- (参考資料) 平成21年度の地方公営企業繰出金について
- (参考資料) 我が国における国際会計基準の取扱いに関する意見書（中間報告）

4 出席者からの主な意見

- (1) 会計制度見直しに係る論点整理
 - ・ 見直しにあたっての基本的考え方については、おおむね論点整理（案）のとおりでいいのではないか。
 - ・ 現在の企業会計審議会における国際会計基準の取扱いからすると、大きな方向性としては、現行の日本の企業会計を前提に見直しを検討すればよいのではないか。
 - ・ 企業会計をベースに、公営企業の特性を踏まえて、どこを変更していかなければならないのかという視点で対応していけばいいのではないか。
 - ・ 法適用範囲の拡大に係る論点については、個々の論点の前提になる部分があると思うので、早めに議論をさせていただきたい。

【具体的検討事項】

(2) 借入資本金制度について

- ・ 一義的には、返済義務があるのであれば借入金という形になるのだろう。
- ・ 借入資本金の中で後年度一般会計が責任を持つ部分というのは、本来、出資金に相当するものではないか。
- ・ 後年度一般会計が負担すべき額を分かりやすく表示するには、当該負担額の確定度が高いものは貸借対照表に反映し、そうでなければ注記に落とすという整理をすべきではないか。
- ・ 繰出基準はあくまでも参考であるので、注記するにしても、注記額をどうするのかという問題が生じる。
- ・ 負担区分の考え方を公営企業設置条例で明らかにするという案については、事業によって財政状況が大きく異なる点に留意しておく必要がある。

(3) みなし償却制度について

- ・ 料金算定の関係で補助金の部分を損益計算書できちんと見せたいということであれば、補助金を負債の部に計上し、減価償却に応じて収益化する独法方式になるのではないか。
- ・ 新規に取得した資産から新たな処理方法に移行することでいいと思うが、過去にみなし償却を行った分についても、選択の余地ありみたいな形で残すよりは、一定の定めをしてしまったほうがいいのではないか。
- ・ 「資産見返負債」という言葉は分かりづらいので変えていただきたい。
- ・ みなし償却制度を見直すのであれば、現在の取扱いとの関係を十分に整理して説明する必要がある。